

# 北陸診療情報管理研究会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、北陸診療情報管理研究会という。

(目的)

第2条 この会は、北陸における診療情報管理、医療情報システムの発展ならびに、会員相互の資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年2回以上の研究会
- (2) 診療情報管理に関する研修、および調査
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員および会費

(会員)

第4条 この会の会員は、正会員(個人会員)および賛助会員(施設会員)とする。

- (1) 正会員は、診療情報管理に従事している者および診療情報管理と関係あるもので、相当と認められた者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、診療情報管理および医療情報システムの推進に協力する医療施設、及び企業とする。

(会費・参加費)

第5条 会員は、年度内に会費を納入しなければならない。

会費	賛助会員(医療施設・企業)	年額	10,000円
	賛助会員(医療施設・企業)に属する個人正会員	年額	1,000円
	非賛助会員(医療施設・企業)に属する個人正会員	年額	2,000円
参加費	研究会の参加費		
	賛助会員(医療施設・企業)に属する個人		1,000円
	非賛助会員(医療施設・企業)に属する個人		2,000円

※但し、研究会参加費の1回分は、正会員の年会費を兼ねる。

(入会および退会)

第6条 この会に入会を希望する者は、入会・会員申込書に所定の事項を記入し会長に申しでるものとする。

2 会費を2年間納入しなかった場合は、退会したものとみなす。

## 第3章 役員

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 第1項の役員は、理事会で選出し、総会の承認を受けるものとする。

(任務)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長に事故ある時は、その仕事を代行する。

- (3) 理事は、理事会を組織し、会務の執行に当たる。
- (4) 監事は、会務の監査に当たる。

(任期)

第9条 役員の任期は、4月1日から、翌々年の3月31日までの2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問および参事)

第10条 この会に顧問および参事をおくことができる

- 2 顧問および参事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問および参事は、会長の諮問に応じ、または業務について意見を述べることができる。

## 第4章 運営

(総会)

第11条 年1回総会を研究会開催時に開く。

- 2 総会は、会長が招集し主幸する。
- 3 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。但し、委任状をもって出席にかえることができる。
- 4 総会において次の事項を決議する。
  - (1) 役員の選出
  - (2) 規約の変更
  - (3) 事業計画、予算および決算
  - (4) その他の重要事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長または理事の2分の1以上の要求があったとき会長が招集し、その議長となる。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。但し、委任状をもって出席にかえることができる。
- 3 理事会は、次の事項について議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会において議決した事項の執行
  - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行

(議決)

第13条 総会および理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(運営委員会)

第14条 この会の運営を確実に、また、円滑に行うために理事会の中に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会の委員は、各県2人と合計6人と、会長と各県副会長の合計10人とする。
- 3 運営委員会に、委員長を置き会長が行う。なお、会長に事故があったときは副会長の内1名が委員長を代行する。
- 4 運営委員会には、委員以外に事務局員と委員長が認めたものが参加する。
  - (1) 理事会に付議すべき事項を協議する。
  - (2) この会の運営基盤の確保・充実、中・長期的企画を協議する。
  - (3) 診療情報管理実務研修会等についての事項
  - (4) その他 この会の運営全般

(研究会)

第15条 研究会を次の通り実施する。

2 開催月は、原則として6月(同時に総会)、11月とする。

(各県の研究会等について)

第16条 各県では診療情報管理の実務向上のため、研究会等を開催する。

(事務局)

第17条 事務局は会長の所属する施設におく。

## 第5章 会計

(会計)

第18条 この会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この規約は、平成8年6月15日から施行する。

附則

この規約は、平成11年6月5日から施行する。

附則

この規約は、平成12年6月10日から施行する。

附則

この規約は、平成13年6月16日から施行する。

附則

この規約は、平成15年6月7日から施行する。

附則

この規約は、平成20年6月14日から施行する。

附則

この規約は、平成21年6月20日から施行する。

附則

この規約は、平成24年11月10日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。